### 「鳥獣保護管理のあり方」に関する検討状況について

### 1. 経過

鳥獣保護法附則第7条において、法の施行(平成19年4月16日)後5年を 経過した場合、法の施行状況を検討し所要の措置を講ずるとされていること を踏まえ、昨年11月、中央環境審議会に今後講ずべき措置を諮問。

これを受け、自然環境部会に「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」を設置し詳細な検討を開始。

今後、自然環境部会の答申を踏まえ、法律の見直しを含め、今後の対策を検討する考え。

#### 2. 課題

シカ、イノシシ等の野生鳥獣の生息域拡大及び個体数増加に伴い、希少な高山植物の食害等自然生態系への影響及び農林水産業への被害が深刻化。一方、鳥獣捕獲の中心的役割を果たしてきた狩猟者の減少・高齢化が著しく、鳥獣捕獲の担い手不足が大きな課題。

このため、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築が必要。

## 3. 委員の主な意見

- ・規制による鳥獣保護という考え方に管理の視点を加えるべき
- ・鳥獣保護法における国、都道府県、市町村の役割を明確にすべき
- ・公的捕獲の担い手として鳥獣捕獲を行う事業者の育成が必要
- ・捕獲拡大のため現行制度では対応できない措置も議論すべき

# 4. 今後のスケジュール(案)

平成 25 年11月 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会 【パブリック・コメント】 小委員会とりまとめ⇒部会へ報告 自然環境部会答申(講ずべき措置について)